

議案第30号

一関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月15日提出

一関市長 勝 部 修

一関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一関市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第35号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|-----------------|---|
| 附 則 1～18 [略] | 附 則 1～18 [略] <u>(給料に関する特例)</u> 19 平成30年4月1日から同月30日までの間における市長の給料月額 は、 <u>第3条の規定にかかわらず、同条に規定する市長の給料月額から</u> <u>当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。</u> |

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。